

令和7年3月28日

精華町議会

議長 三原和久様

予算決算常任委員会

委員長 岡本篤

( 公 印 省 略 )

## 予算決算常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第7号	令和6年度精華町一般会計補正予算（第11号）について	原案可決
議案第8号	令和7年度精華町一般会計予算について	原案可決
議案第9号	令和7年度精華町国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第10号	令和7年度精華町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第11号	令和7年度精華町介護保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第12号	令和7年度精華町国民健康保険病院事業特別会計予算について	原案可決
議案第13号	令和7年度精華町水道事業特別会計予算について	原案可決

議案第 14 号	令和 7 年度精華町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
----------	-----------------------------	------

### 【委員会報告】

議案第 7 号	令和 6 年度精華町一般会計補正予算（第 11 号）について	原案可決
---------	--------------------------------	------

#### 《概 要》

◆事業経費の追加計上と翌年度への繰越明許費の設定及び地方債の変更計上を行うもの。

補正額：4億3,847万円増額          補正後の総額：180億38万円

- ◎「学研都市建設推進・活性化事業」につきましては、大阪・関西万博に合わせて開催される「けいはんな万博」の経費負担について、企業版ふるさと納税を原資として、けいはんな万博 2025 運営協議会に対し、支払うための経費を追加計上するもの。
- ◎「基金管理事業」につきましては、宅地開発関連寄附金、及び、国の補正予算による地方交付税の臨時財政対策債償還分について、基金の設置目的に応じて、増資積み立てをするための経費を追加計上するもの。
- ◎「後期高齢者医療制度負担経費」につきましては、令和 5 年度の実績確定に伴う、京都府後期高齢者医療広域連合医療費負担金の精算にかかる経費を追加計上するもの。
- ◎「保育所児童措置費」につきましては、子ども・子育て支援法等に基づき定められる公定価格が、令和 6 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて増額改定されたことから、所要の経費を追加計上するもの。
- ◎「保育所運営委託事業」につきましては、法に基づく公定価格の改定に伴い、公設民営保育所との契約単価の見直しが必要であるため、所要の経費を追加計上するもの。
- ◎「出産・子育て応援事業」につきましては、令和 7 年度より施行される「妊婦のための支援給付」の事業実施にあたり、関連するシステムの改修にかかる経費を追加計上するもの。
- ◎「小学校管理運営事業」、及び、「中学校管理運営事業」につきましては、国の補正予算に基づく補助金や地方債を活用して、精華台小学校、及び、精華西中学校の老朽化したトイレの改修工事を前倒しして実施するため、必要な経費を追加計上するもの。

#### 《主な質疑》

「学研都市建設推進・活性化事業」

Q：けいはんな万博の運営資金はどのように賄われるのか。

A：企業からの寄附金と、自治体（京都府、木津川市、精華町）の負担金が主な財源。その他、企業版ふるさと納税を活用した寄附もある。

「保育所児童措置費」

Q：保育所職員の給与が10%以上引き上げられた理由は。

A：国の人事院勧告と処遇改善加算に基づくもので、公定価格の改定により算出。

「小学校管理運営事業」、及び、「中学校管理運営事業」

Q：前倒しされたとあるが、工事計画自体も早まるのか。

A：予算計上が早まっただけで、工事の実施時期は当初計画通り。

《討 論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (全員賛成可決)

議案第 8 号	令和7年度精華町一般会計予算について	原案可決
---------	--------------------	------

《概 要》

◆本町の事業行政推進のための必要経費を計上するもの。

歳入歳出予算額：183億7000万円

### 【委員会の意見】

- 1 旧耐震基準の集会所は優先的に建替え、防災機能を強化すること。また、改修は公平性を考慮し、財政支援を含め検討するとともに、集会所のあり方を再考し、利用範囲の拡充を促すこと。
- 2 南部消防指令センターとの共同運用開始後も、本町独自システムに関しては引き続き維持と管理を行うこと。
- 3 自衛隊敷地内で発生する火災や事故対応について、自衛隊・消防本部との協議を進め、具体的な窓口、役割分担など対応計画を明確にすること。
- 4 コンビニ収納の増加による手数料負担を抑えるため、口座振替の利用を促進するとともに、電子決済の導入拡充も進め、利便性及び収納率の向上を図ること。
- 5 個別避難計画の策定を加速するため、民生委員だけでなく福祉事業者や地域の防災組織、ボランティアと連携し、支援体制を強化すること。また、地域ネットワークを活用し、多様な支援者が関与できる仕組みを構築することで、災害時の迅速な対応が可能となるよう努めること。
- 6 地域共生社会の実現に向け、各種支援団体や自治体との情報共有による包括的な支援体制を構築するとともに、相談支援においては、来庁が難しい対象者へのアウトリーチ支援を強化し、対象者がSOSを出しやすい環境として地域との関係性を構築すること。
- 7 「華工房」は農業の6次産業化の拠点であるが、この数年をみても、新商品開発はできていない。また、利用者の高齢化も課題である。これからの「華工房」自

体のあり方、利活用を再検討すること。

- 8 デマンド交通の乗車ルールを柔軟化し、運賃の見直し、乗り継ぎ時の運賃割引やICカード決済の導入、主要バス停との連携強化、乗降ポイントの拡充など、住民ニーズに合った利便性の向上に努めること。
- 9 新規就農者の育成を目的とした助成を拡充し、相談窓口を設置して参入を促進すること。
- 10 学校図書館の開館時間延長、司書配置時間と児童生徒の利用可能時間の調整、放課後利用の促進など、図書館利用の拡大と学習環境の充実を図ること。
- 11 別室登校指導員の指導内容や対応に関する情報共有の仕組みを構築し、支援に関する取り組みの質的向上と学校間の連携強化に努めること。
- 12 中学校の部活動指導員の専門性向上と拡充、地域移行に向けた環境整備、教員の働き方改革と教育的意義の両立を図るための部活動指導体制の充実、保護者の経済的負担への配慮など、持続可能な運営体制を構築すること。

## 【委員会での討論】

### 《 反対討論 》

- 次の4点の理由により、本議案に反対する。

1点目は、開発の側面である。

北陸新幹線延伸問題計画については、住民への説明を求めず、負担もしないという立場でありながら、予算には建設促進同盟に参加しようとしている。

町内関連では、建設が進んでいるデータセンターへの有効な対策方針が決まっておらず、盛土などへの対応も後手に回っている。全国的にはメガソーラーなどによる環境破壊も発生し、対応を提案しているが、具体化されていない。

2点目は、産業への取組の弱さの問題である。

今年度、農業の地区計画に取り組みされたが、町外居住者、いわゆる入作者を除外して計画が策定されている。また、年齢要件など、新規就農者育成や学校給食への納入参入などを阻む仕組みが存在するが、改善の姿勢が見られず、農業を町の基幹産業として捉えているのか疑問が残る。さらに、六次産業化の具体化も見えてこない。

加えて、学研都市の成果を地元産業に反映させる方針も具体化されず、町内の小規模商店は減少の一途をたどっており、地域内循環経済をつくるという状況には、まだ軌道に乗っていないと言わざるを得ない。それに対する有効な予算も見られない。

3点目は、住民を守る点である。

町長は施政方針などで、行政の本来の責務は住民を守ることというのが第一義的だというふうに述べられており、その点は同意する。

しかし、祝園弾薬庫の増設・拡張工事が近々始まる段に至っても、それらに備えるための装備や計画策定が進んでいない。弾薬庫を原因とする事故や火災、災害発生時

の住民避難や住民保護の具体策が見えてこない。

また、災害から守るという観点で、旧耐震基準でつくられている集会所が残っているにもかかわらず、新耐震基準の集会所を優先して改修を行っている。

4点目は、「こどもを守る町」宣言をしている自治体として、子供の権利性に弱い点である。

町の将来を担う人材を育てるのは教育であり、政府や京都府の方針の範囲では努力されているが、町独自としての権利性への姿勢は弱いと言わざるを得ない。

百数十万円あれば実現する中学生の通学費補助の全額補助にも否定的であり、進学時の保護者負担の軽減も政府基準の範囲だけである。

学校図書室の開館時間の問題は、会派として10年以上前から指摘し、昨年の秋には本委員会の意見でも指摘したにもかかわらず、予算段階で具体化されていない。

また、スクールロイヤー制度について、利用できるのは学校教育委員会側だけであるが、全国的には、子どもの権利条約の精神を具体化した子どもの権利条例を制定し、いじめや学校による権利侵害を受けた際に、子供側から弁護士などに相談できる制度を備えている自治体が増えている。そのような時代背景があるにもかかわらず、学校側しか使えないという観点からも、子供を守る姿勢に問題が残る。

#### 《 賛成討論 》

- 令和7年の一般会計予算案は、総額が183億7000万円と、昨年度の21億4000万円を上回る過去2番目の予算規模となったが、可能な限り、国などの有利な財源を活用することで、本町の限られた財源を最大限に生かし、5年先、10年先を見据えて積極的な投資を行うための予算であると受け止めている。

とりわけ令和7年度においては、杉浦町長の2期目の公約に掲げておられる、防災保健センターの整備や、打越台グラウンドの再整備と防災受援施設の整備をはじめ、これまで本町が積み上げてきた一人一人に寄り添う母子保健や医療費無償化など、子供は町の宝と考え、子供を守るまちづくりをさらに進めたいという、杉浦町長の強い意志が感じられる。

以上のように、町長公約の具現化と第6次総合計画の着実な推進による精華町のさらなる発展に向けて、未来を見据える予算となっており、本議案に賛成する。

《審査の結果》 原案可決 (賛成多数可決)

議案第 9 号	令和7年度精華町国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
---------	----------------------------	------

#### 《概 要》

- ◆国民健康保険事業に係る経費を計上するもの。

歳入歳出予算額：31億9,884万円

《主な質疑》

Q：火葬場の使用料が近年大幅に上昇しているが、葬祭費の増額は検討されているか。

A：現時点では検討していないが、奈良市など近隣の火葬場利用料が大幅に上がっており、費用が賄いきれない状況は認識している。今後の研究課題とし、早急に対応を検討する必要があると認識している。

《討 論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (全員賛成可決)

議案第10号	令和7年度精華町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
--------	---------------------------	------

《概 要》

◆後期高齢者医療の事務を処理するために必要な経費を計上するもの。

歳入歳出予算額：8億2,438万円

《主な質疑》

Q：令和7年度に後期高齢者医療制度の変更はあるのか。

A：高額療養費の限度額見直しが国で議論されているが、秋以降に再検討されるため、現時点では大きな変更はない見込みである。

Q：もし制度変更が見送られた場合、本町の予算に影響はあるのか。

A：変更が見送られると、患者の自己負担が減り、本町の保険負担が増える可能性がある。その場合は、広域連合の補正予算に応じて本町も補正を行う必要がある。

《討 論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (全員賛成可決)

議案第11号	令和7年度精華町介護保険事業特別会計予算について	原案可決
--------	--------------------------	------

《概 要》

◆介護保険事業に係る経費を計上するもの。

歳入歳出予算額：30億3,322万円

《主な質疑》

Q：地域密着型介護施設の整備に関する補助金の負担割合はどうなっているか。

A：地域密着型介護施設の設置に関して、京都府から1施設あたり3,960万円、定員1人当たり98万9000円の補助金が支給される。本町の負担はなく、定額補助の形で事業者に助成される。

Q：町内での施設建設の進捗状況は。

A：旧祝園保育所跡地を有償貸与する形で公募を行い、事業者が決定した。今後、祝園保育所跡地にグループホーム（3ユニット・27人定員）を整備予定である。

《討 論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (全員賛成可決)

議案第12号	令和7年度精華町国民健康保険病院事業特別会計予算について	原案可決
--------	------------------------------	------

《概 要》

◆精華町国民健康保険病院事業の運営に必要な経費を計上するもの。

収益的収入：3,196万円 収益的支出：4,425万円

資本的収入：1億8,500万円 資本的支出：1億8,500万円

《主な質疑》

Q：毎年1億円が病院へ貸し出される目的と、その使途の内訳は。

A：病院の運営全般を支援するためのもので、累積赤字の解消が難しい現状において、病院の安定的な運営を支えるために行っている。具体的な使途の内訳については、病院側から町への報告は求めている。

Q：精華病院の今後の役割や、経営改善に向けた取り組みについて、どのような議論が行われているのか。

A：精華病院は、地域医療や政策医療を担う重要な役割を担っている。しかし、50床という規模では経営が厳しく、黒字化が難しい状況であり、今後は、在宅医療の推進など、新たな取り組みを進めるとともに、病院の規模や役割についても、中長期的な視点で見直しを検討する必要がある。また、町としても、病院の経営改善に向けた支援を継続していく方針である。

【委員会での討論】

《 反対討論 》

次の2点の理由により、本議案に反対する。

第1は、長年にわたり1億円を貸付けていることである。毎年質疑をしているが、何度聞いても納得がいかない。法人全体の規模から考えると、1億円はなくてもよいと考える。

第2は、精華病院の運営は、指定管理者のスケールメリットを生かした中で、医療法人としての企業努力に委ねるべきである。

《 賛成討論 》

なし

《審査の結果》 原案可決 (賛成多数可決)

議案第13号	令和7年度精華町水道事業特別会計予算について	原案可決
--------	------------------------	------

《概要》

◆水道事業における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるもの。

収益的収入：12億7,669万円	収益的支出：12億7,669万円
資本的収入：3億868万円	資本的支出：7億40万円

《主な質疑》 特にございませんでした。

《討論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (全員賛成可決)

議案第14号	令和7年度精華町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
--------	---------------------------	------

《概要》

◆公共下水道事業における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるもの。

収益的収入：18億9,607万円	収益的支出：18億9,607万円
資本的収入：22億9,950万円	資本的支出：26億4,150万円

《主な質疑》 特にございませんでした。

《討 論》 なし。

《審査の結果》 原案可決 (賛成多数可決)